

国出先機関対策について

平成 23 年 12 月 10 日

国出先機関対策プロジェクトチーム

民主党地域主権調査会総会の概要について

日時：平成23年12月5日（月）16：35～17：20

場所：衆議院第1議員会館 地下2階 民主党D会議室

■関西広域連合から説明

（井戸 連合長）

- ・ 出先機関の業務や機能を廃止することを考えているのではなく、そのまま丸ごと広域連合に移管し、地域の判断と責任で諸課題に取り組むもの。
- ・ 野田総理も24年通常国会の法案提出を明言されており、地域主権調査会におかれても御指導をお願いする。

（嘉田 委員長）

次の3点から広域連合は必要と認識。

- ①移管により、今の整備局の機能にプラスアルファでき、より安全安心な生活の確保が可能。
- ②新型インフルエンザへの対応のように、関西全体として危機管理に対応することが必要。
- ③外客誘致などでは、関西全体の潜在力を生かした発信力が必要。

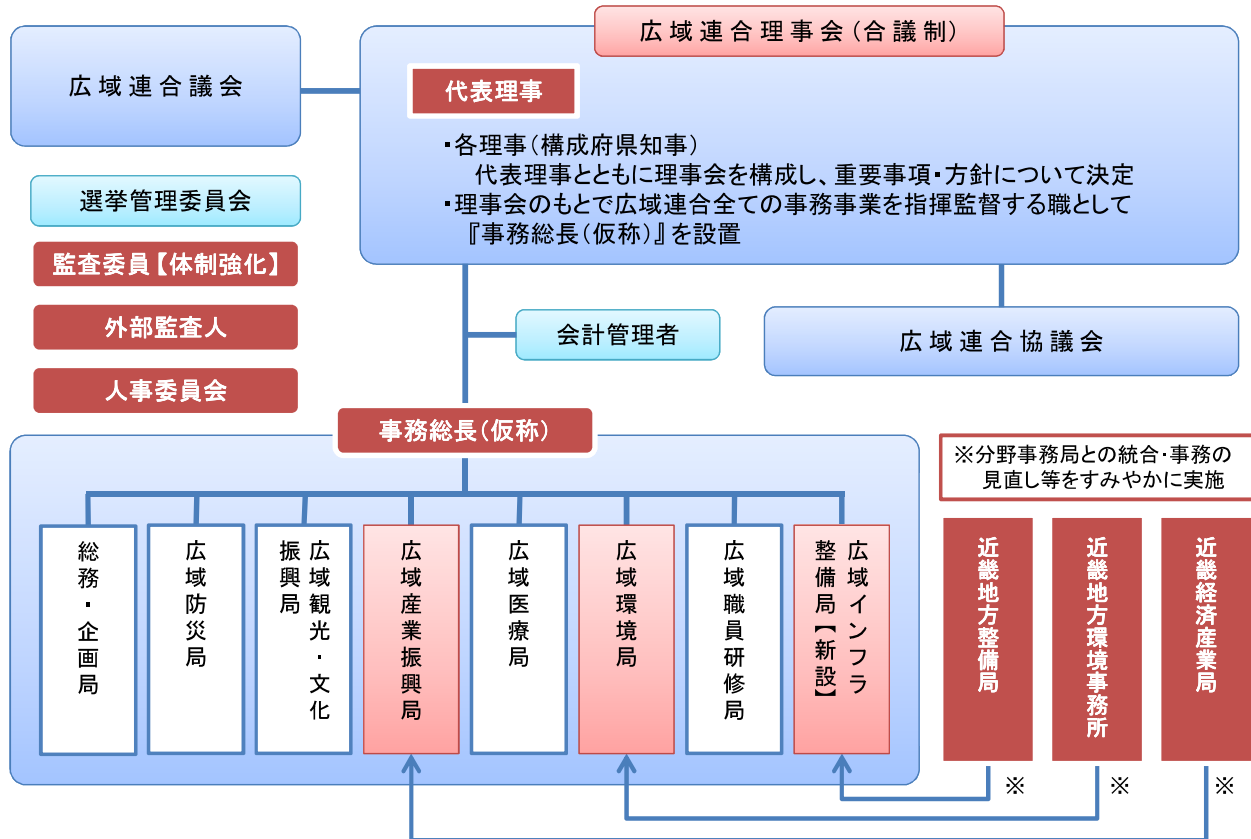
■主な質問・意見

- ・ 広域連合では責任の所在が曖昧になり、迅速な意思決定が出来ないのではないか。
- ・ 震災の対応にはスピードが大事であり、国土防衛的な専門的組織が是非必要。
- ・ 自分の府県の利益と広域連合の利益が食い違ったときにどう判断するのか。移管された場合、職員は関西全体への忠誠心を持てるのか。
- ・ 滋賀県内の市町長が反対だと聞いたが、反発があることをどう考えるか。
- ・ 徳島県が参加されているが、広域連合の枠組みの基準をどう考えているのか。

■井戸連合長・嘉田委員長の回答・反論

- 大震災の翌々日には構成府県知事が集まって、被災地支援の方法を決定。迅速な意思決定は可能。また、頻繁に対面し、情報を共有するからこそ、対立する利害調整もできる。
- 他のブロックの整備局や自衛隊などとは当然連携するし、専門的な組織はそのまま維持。関西全体としての広域防災計画により、事前に緊急時のフォーメーションも作成する。
- 1～2年で替わる近畿地方整備局長は、どこまで地元の事情を知っているのか。テクノクラートに地元への愛情（忠誠心）を埋め込むのは、我々政治家の役割。
- 市町には、国への陳情ではなく、客観的な基準に基づき計画的に透明度のあるインフラ整備を行っていくという地域主権改革の意義を説明し理解を求めたい。
- 徳島県と鳥取県は一部参加であり、広域連合は柔軟な参加形態をとっている。

国出先機関移管後の関西広域連合の組織(イメージ)



■ 現行からの変更点

- 理事会制の導入
 - *『広域連合委員会(全会一致)』⇒『広域連合理事会(合議制)』
- 『事務総長(仮称)』を選任
 - *理事会のもとで広域連合全ての事務事業を指揮監督
- 『公平委員会』⇒『人事委員会』
 - *人事機能の強化(給与勧告など)
- 監査体制の強化
 - *監査委員2名→府県と同規模(4名)とし一部常勤化、併せて事務局体制を拡充
 - *『外部監査人』による包括外部監査を実施

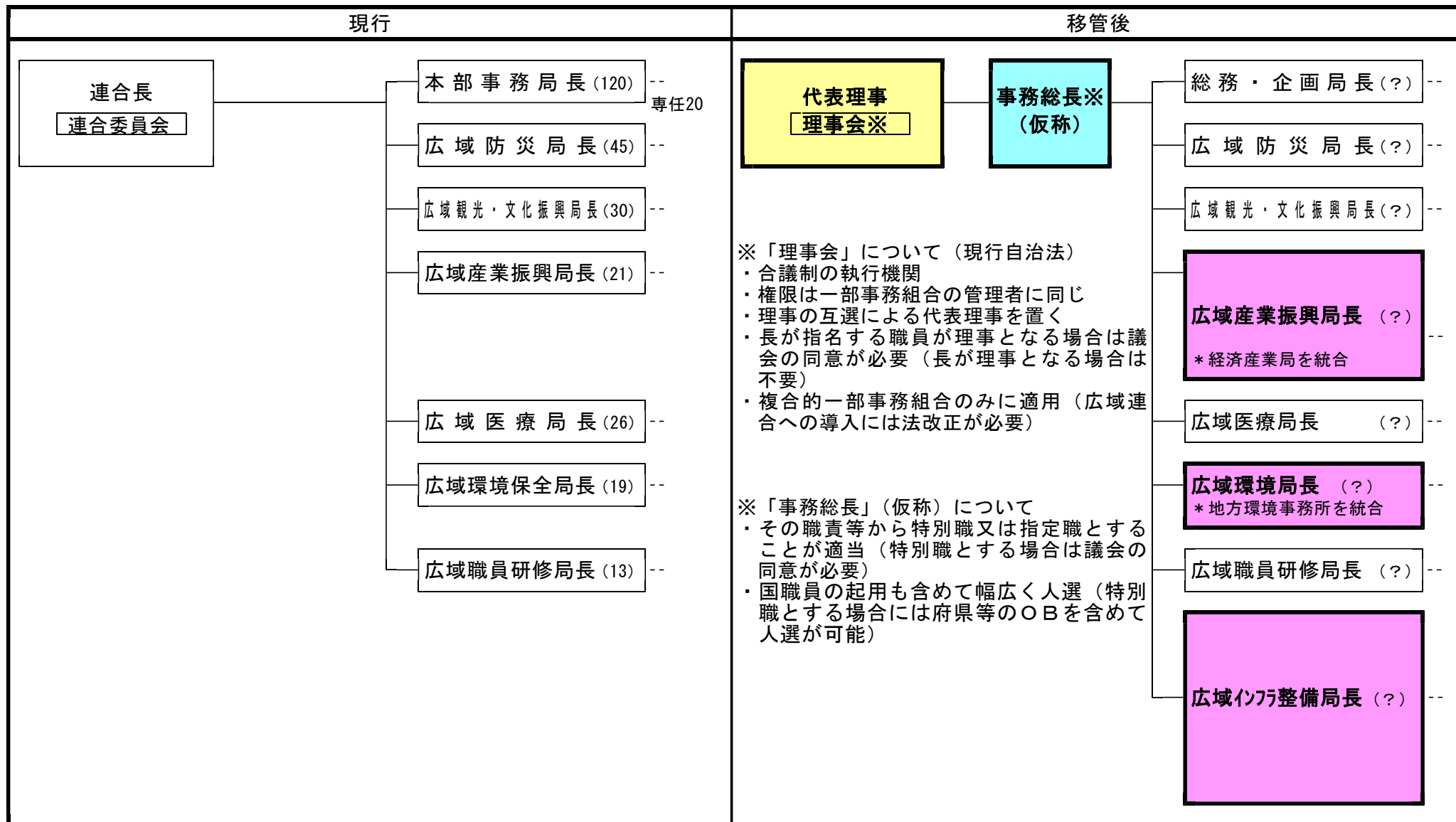
■ 検討事項

- 連合議会の機能強化(定数増を含む)
- 国から移管される組織と既存の分野事務局の統合、事務の見直しを速やかに実施
 - cf. 広域産業振興局-旧経済産業局、広域環境保全局-旧地方環境事務所
- 府県事務の持ち寄り、府県への事務移管を順次実施
- 国出先機関の出先事務所・出張所と府県の出先機関の再編
- 管理事務の集約
 - cf. 契約・入札業務の一元化、人事管理の一元化など

移管後の執行体制について

【ポイント】

- ・ 意思決定過程や責任の所在を明確にするため、理事会制を導入
- ・ より効率・効果的に事務を執行するため、国出先機関（経済産業局、地方環境事務所）と関係分野事務局を統合
- ・ 理事会のもとで、全ての事務執行を指揮・監督する常勤の職（事務総長（仮称））を設置



大規模災害時等の緊急時のオペレーションについて

《基本的な考え方》

(1) 現行の国出先機関の手法をそのまま継承

- ・ 出先機関の機能や人員、資機材をそのまま広域連合のガバナンスの下に置くことが基本。東日本大震災直後における道路復旧などの対応手法（※参考①）もそのまま引き継ぐ。
- ・ 各国出先機関の「防災業務計画」も連合が引き継ぐ。策定・改訂においては国と調整。

(2) 緊急時には、国が広域連合に「指示」

- ・ 現行制度においても国が広域連合に必要な「指示」を行うことで、緊急時の対応は可能（※参考②）。

（例）○災害対策基本法：緊急時に非常災害対策本部長（防災担当大臣）や緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）は地方公共団体の長に必要な「指示」ができる。

○消防組 織 法：消防庁長官の「指示」の下、自治体消防から緊急消防援助隊を被災地に派遣。

(3) 緊急時には、国が「代行権限」を行使

- ・ 平時には地方の権限であっても緊急時に国が権限を代行できる規定が存在（※参考③）。緊急時に広域連合が対応困難なケースにおいても、現行と同じ措置が可能。（例）土砂災害防止法や砂防法など

その上で、

【検討論点1】

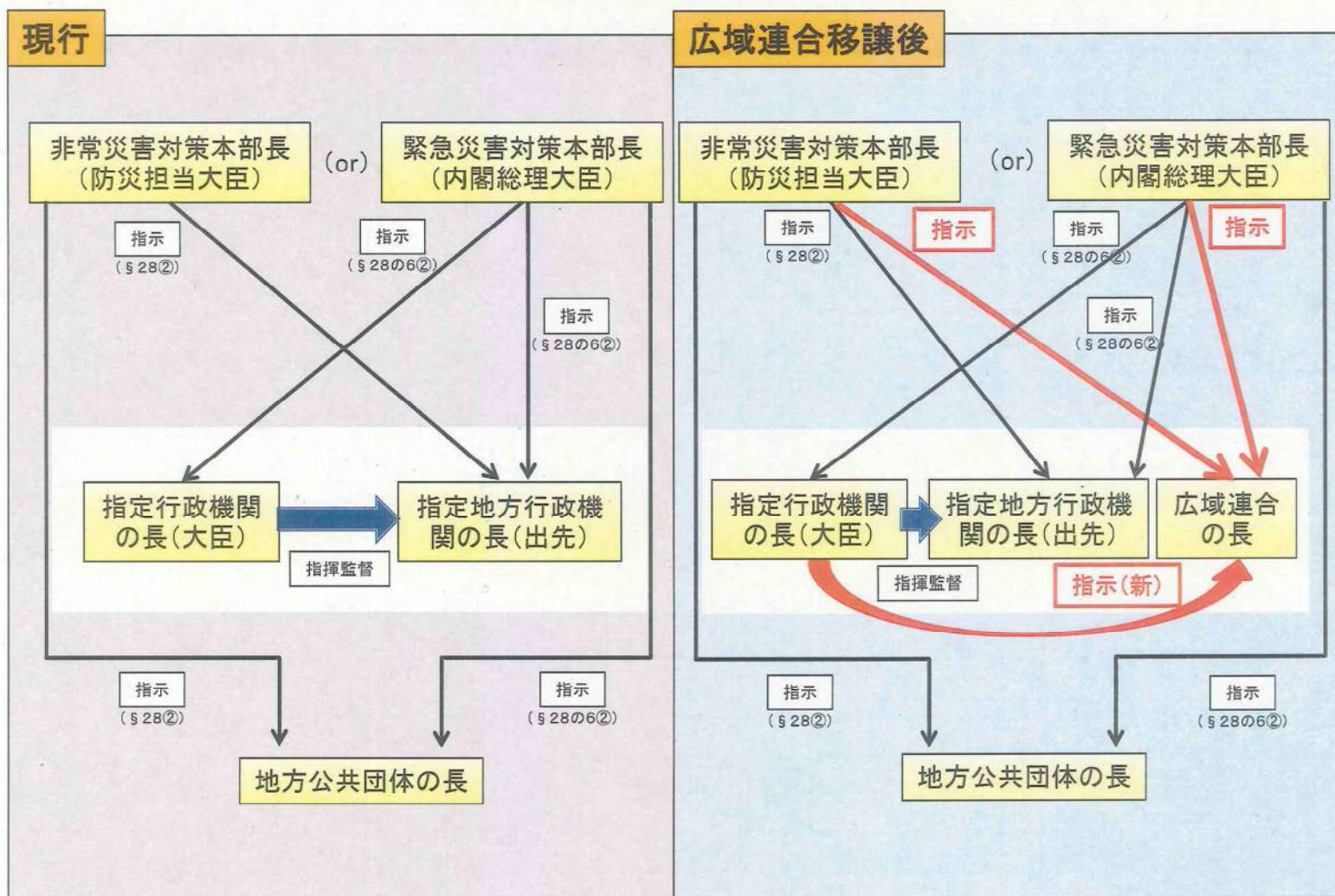
緊急時における国の地方公共団体への指示について、緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）等による指示に加え、各省大臣の「指示」も認めるか。（※別紙）。

【検討論点2】

緊急時においても、「指示」よりも一歩踏み込んだ、国が直接指揮・命令を行う仕組みは不要ではないか。

※参考④：アメリカ合衆国における連邦緊急事態管理庁（FEMA）の例

別紙：災害時の指示についてのイメージ



参考資料

参考①：東日本大震災直後における道路復旧などの対応手法

参考②：緊急時における国の地方公共団体の長への指示の例

参考③：緊急時に国が都道府県等の権限を代行する例

参考④：アメリカ合衆国における連邦緊急事態管理庁（FEMA）の例

参考⑤：東日本大震災時における民間企業団体の活動について

参考①：東日本大震災直後における道路復旧などの対応手法

〔東北地方整備局の道路復旧の対応〕

震災直後に内陸（国道4号線、東北自動車道）から津波被害の大きな沿岸部にルートを確認するため、「くしの歯型」に16ルートで集中的に啓開作業を実施。震災後4日後には15ルートを啓開・確保した。また、道路啓開が進んだ箇所より応急復旧を開始、1ヶ月後には全42区間の通行を確保した。

【対応が迅速に進んだ理由】

①耐震補強対策により橋梁などの被災が小さかった

- ・阪神淡路大震災での道路被害を踏まえ、耐震補強対策を実施してきた結果、落橋などの致命的な被害が少なかった

※移管後も同様の対応は可。又その他地方道も含めた総合的な対策が可能

②災害協定に基づき地元建設業者等に早急な協力を得られた

- ・沿岸部の道路啓開については、建設業界と事前に災害協定を締結しており、震災直後から地元建設業等の協力が得られた

※地方にも同様の仕組みあり

（例：地震災害時等における大阪府管理道路等の応急対策業務に関する協定）

③災害等における緊急随意契約による迅速な工事契約

- ・災害時の特例である「緊急随意契約」（会計法第29条の3第4項）により速やかな工事契約が行えた

※地方にも同様の仕組みあり（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）

- ・東北管内の施工中の工事の原則中止命令の通知を行うことにより、災害応急復旧対策に全力を向ける体制をとった

④全国の地方整備局からの高度な機材を伴う応援部隊（TEC-FORCE）を派遣

- ・全国の地方整備局からの応援部隊（TEC-FORCE）が震災2日目から現地派遣され、被災状況の把握が速やかに行われた

- ・その際、マイクロ通信回線（国交省独自回線）、衛星通信車等高度な機材を活用
※関西広域連合も平時からTEC-FORCEに参画することにより同様の対応が可能

上記のような対応は関西広域連合でも十分可能。

- ・現行の国出先機関の手法をそのまま活用。
- ・さらに、今回の震災時における対応は、地元を知り尽くした地方整備局の職員に現場の指揮権限が与えられたことが早急な対応にあたれた一因と指摘されており、地元の実情に通じた広域連合が一元的に対応を行う方が効率的。

参考②：緊急時における国の地方公共団体の長への指示の例

根拠法・条文	指示の内容
災害対策基本法（28条）	災害対策の実施に係る緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）、非常災害対策本部長（防災担当大臣）による地方公共団体の長への指示
大規模地震対策特別措置法（13条）	地震防災応急対策の実施に係る地震災害警戒本部長（内閣総理大臣）による地方公共団体の長への指示
原子力災害対策特別措置法（20条）	原子力緊急対策の実施に係る原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）による地方公共団体の長への指示
武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（15条）	武力攻撃事態等対策の実施に係る武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）による地方公共団体の長への指示 ※自らの権限行使(武力攻撃事態等への対処に関する必要な措置)も可能
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（52・56・74・88条）	武力攻撃事態等における住民の避難指示や救援活動の実施に係る武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）による地方公共団体の長へ指示 ※自らの権限行使（住民への避難指示・救援措置）も可能
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（20条）	急傾斜地の崩壊の災害において緊急を要する際の国土交通大臣による都道府県の長への指示 ※急傾斜地の管理に関する業務は都道府県の自治事務
消防組織法（44条）	大規模・特殊災害発生時において消防長官が地方公共団体の長へ緊急消防援助隊の出動を指示 ※消防業務は本来市町村の自治事務

参考③：緊急時に国が都道府県等の権限を代行する例

根拠法・条文	事務の内容	事務の区分	該当する状況
土砂災害防止法（26・27条）	緊急調査	自治	・土石流及び河道閉塞による湛水により一定規模以上の被害が生じたとき
砂防法（6条）	緊急工事	法定受託	・他の都道府県に影響が及ぶとき ・工事が物理的経済的に困難なとき
道路法（12・13・27条）	災害復旧工事	法定受託	・災害復旧のとき
海岸法（6条）	新設・改良・災害復旧工事	法定受託	・大規模または高度な工事に係るとき ・都道府県区域の境界に係るとき
東日本大震災災害廃棄物処理特別措置法（4条）	がれき処理	自治	・市町村長からの要請があり、かつ国が必要と認めるとき

参考④：アメリカ合衆国における連邦緊急事態管理庁（FEMA）の例

FEMA とは	地震を含めた大災害等の緊急事態に対応する米国政府の機関
設立	1979年（昭和54年）
規模等	<ul style="list-style-type: none"> ○全米に10カ所の地方局 ○職員 約3,500人 ○年間予算 約8億ドル（2012年度予算要求額）※基金等除く
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○政府の緊急管理業務を集約し省庁の縦割りを是正、地方公共団体が連邦の支援を受ける際の窓口が一元化（責任体制の一元化）されることにより、地方との協力関係が円滑になった。 ○<u>自然災害を中心とする緊急事態に際して、他の連邦機関及び地方機関の業務をコーディネート（調整）する機能を有し、救援・復旧活動を統括。</u> ○連邦政府による災害支援策の権限を集約（災害支援策の実施判断と予算の執行権限がFEMAに集約）。 ○1990年代のFEMAは世界中の緊急事態対策の手本とされた。2003年ブッシュ政権時に、国土安全保障室の一部に編入され権限・規模が縮小。2005年のハリケーン・カトリーナにおいては適切な対応が行えなかったとの指摘があり、以後改革が進められている。
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の情報管理、救援・復旧活動の調整・統括 ○災害時の被害者支援（仮設住宅の貸与、個人に対する補助金、失業者への援助、食料品・医薬品の配布など） ○災害時の公共支援（がれき除去、生命・公共の安全・財産への危険を取り除くための活動、被災施設の復旧など） ○災害時の政府救援金の管理、自治体への財政支援 ○平時における、地方政府の被害対応計画や被害軽減計画の策定支援、災害専門家の育成、ボランティア団体の育成、地震災害の被害想定、教育訓練・研修の実施 <p style="text-align: right;">等</p>
緊急事態における災害救助活動の流れ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地の州知事が大統領宣言（大規模災害宣言）を要請。 ※テロ等自然災害以外の緊急事態時には、大統領が州知事の要請を受けることなく大統領宣言（緊急事態宣言）の発令が可能 2. FEMA 地域事務所職員が、被災地の被害調査を実施。 3. その報告を基に FEMA 長官は大統領に宣言を勧告、大統領はその勧告に基づき被災地についての宣言を発令。 4. 大統領宣言を受けて、FEMA は直ちに連邦調整官を指名して、その調整のもと、さまざまな救援活動を開始。

参考⑤：東日本大震災時における民間企業団体の活動について

東日本大震災時において、道路というライフラインが機能したその陰には、民間企業・団体の活動があった。

- 民間企業各社が、被災地を走る自動車のカーナビ GPS の「位置情報」を活用し、迂回ルートなどを素早く公開。【参照 1】

本田技研工業(株)・・・震災翌日に通行実績情報を公開。
3 日後にはそのデータをもとにグーグルが「通行可能道路実績マップ」を公開。

トヨタ自動車(株)・・・3/17 に「通れた道マップ」を公開

- 民間企業各社が収集した情報を統合した道路マップも作成され公開。被災地における通行可能なルートを示し、支援物資の輸送や災害復旧に大きく寄与。【参照 2】

3/19 から特定非営利法人※ITS Japan より公開。当マップは本田技研工業(株)、パイオニア(株)、トヨタ自動車(株)、日産自動車(株)が収集したカーナビによる通行実績情報を活用して作成。

※ITS Jpan・・・自動車関係団体、情報通信関係団体、その他研究機関等から構成される ITS を推進することを目的とした民間団体。

※ITS・・・最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車とを情報でネットワーク化することにより、交通事故、渋滞などの道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システム。

- 地方整備局の活動の他に、こうした民間企業等の努力が道路をライフラインとして機能させることに大きく寄与した。

参照 1

【東日本大地震】ホンダイインターナビ、GoogleEarthで通行実績情報を公開

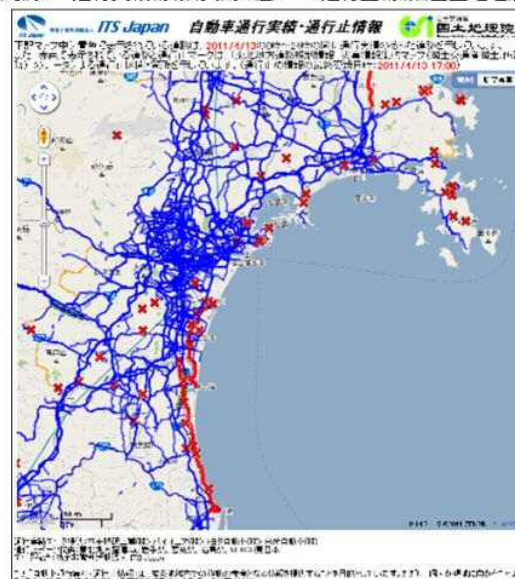
2011年3月12日(土) 23時56分



参照 2

提供当時の情報サンプル(2011.4.13時点)

凡例：一通行実績情報(民間4社) ×通行止情報(国土地理院)



平成 23 年 11 月
関西広域連合

「広域的实施体制の基本的枠組みに係る検討課題」に対する 関西広域連合の考え方について

○ 執行機関の在り方

直接公選の長を持たない広域連合が、出先機関の移譲を受けることをどう考えるか。

- ◆ 緊急の対応を要する場合に迅速な意思決定を行う仕組みとして、どのようなものが考えられるか。
- ◆ 構成団体間の調整を適切に行う方策としてはどのようなものがあるか。
- ◆ 適切に内部管理を行うためにはどのような事務執行体制が必要となるか。

《関西広域連合の考え方》

- 現行の広域連合制度が、連合長の選挙について構成団体の長による間接選挙を認めていること、議院内閣制である国は直接公選の長を持たず、国出先機関の長も一般職の公務員であることから、直接公選の長を持たないことは、検討課題にはあたらないと考える。
- 関西広域連合はこれまでも、構成府県知事からなる広域連合委員会において、広域計画や予算・決算等、広域連合の重要事項に関する基本方針や、東日本大震災に対する被災地支援など、知事が直接顔を合わせ、忌憚なく議論するなかで意思決定を行っており、今後の利害調整においても十分機能しうる。
- さらに、国出先機関の事務・権限の移管に伴い、自らガバナンスを強化していくことは構成団体の合意事項であり、例えば、理事会制の採用や、連合に常駐できない連合長に代わり、一定の業務執行権限をもつ常勤の職を設置するなど、一層のガバナンス強化について検討していく。

○ 議会の在り方

審議の充実を図るため、議会の組織や運営について、どのような取組方策が考えられるか。

《関西広域連合の考え方》

- 執行機関同様、国出先機関の事務・権限の移管に伴い、議会機能を強化していくことは構成団体の合意事項であり、その一部（常任委員会設置、議会事務局専任化等）については、すでに着手済み。
- このほか審議の充実を図るため、定例会の開催頻度や会期設定の見直しについて検討するほか、将来的には定数の見直しについても検討する。
- さらに、議員の参集負担を軽減するためウェブ会議の導入も検討したい。
(理事会へのウェブ会議導入も同様)

○ 監査・透明性の確保

監査・透明性の確保の観点から、どのような仕組みが考えられるか。

- ◆ 移譲された事務の実施状況の評価はどのように考えるのか。

《関西広域連合の考え方》

- 広域連合は、民主的に選出される執行機関と議会を持ち、住民による直接請求制度を備えるほか、情報公開制度を導入するなど、現在の国出先機関よりも、はるかに民意を反映したガバナンスを有しており、透明性は確保されている。
- さらに、国出先機関の事務・権限の移管に伴い、監査委員の増員や包括外部監査の導入、専任職員の配置などによる監査委員事務局の体制強化を検討していく。
- なお、事務事業評価制度については導入済みであり、国制度との整合については協議したい。

○ 組織の安定性、持続性

現行の広域連合制度において、解散や脱退は任意にはできないが、それで十分といえるか。

- ◆ 解散や脱退を制限することや、区域を法定することはできるか。
- ◆ 仮に解散や脱退があった場合には、当該団体の区域の事務・権限の取り扱いをどうするのか。
- ◆ 仮に解散や脱退があった場合には、当該団体の区域の事務・権限に係る職員、財産、権利義務関係をどうするのか。

《関西広域連合の考え方》

- 広域連合からの脱退・解散には、全構成団体議会の議決と、関係行政機関の長（大臣）との協議の上で総務大臣の許可が必要であり、安定性・持続性は確保されている。

○ 出先機関の管轄区域と広域連合の区域が一致しない場合の対応

広域連合の区域が出先機関の管轄区域を包摂していることが原則だが、概ね一致する場合でも、移譲を進めることができるか。

- ◆ 仮に出先機関の管轄区域と広域連合の区域が一致しない場合には住民の利便性や行政の効率性が阻害される可能性があるが、その対策としてどのような措置を講じるのか。

《関西広域連合の考え方》

○ 出先機関の管轄区域は機関によって異なり、何をもって「概ね一致する場合」とするかについても、経済や地勢など着目する要素によって異なるものと考えられる。その中で、国が一方的に広域連合の区域が包摂すべき地域を定めることは疑問。

○ なお、まだ参加していない奈良県の区域については、我々も奈良県とともに関西の広域行政に取り組みたいと考えており、引き続き参加を働きかけているところ。

但し、片山前総務大臣からも「（奈良県の不参加は）致命的な欠陥にならない」との発言があり、①奈良県の区域に係る事務も直接広域連合に移管または委任、②出先機関の管轄区域の変更）など、国出先機関の所管区域と広域連合の構成府県とのズレについては、テクニカルに解消する方法を見出すことは可能である。

○ 効果的・効率的な広域行政の推進

効果的・効率的な広域行政の推進のために、構成団体からの事務の持ち寄りを併せて進めることをどう考えるか。

《関西広域連合の考え方》

○ 関西広域連合は設立にあたり、「順次拡充する事務」について、「国から権限移譲を受けることを想定している事務に関連する府県・政令市の事務を広域連合に移管して実施する」ことで合意している。府県を超える行政課題に対応するための施策など、広域連合に持ち寄ることで、より効率的・効果的に実施できるものについては、広域連合へ持ち寄ることができないか既に検討しており、新たな検討課題にはならないと考えている。

○ 大規模災害時等の緊急時のオペレーション

東日本大震災や台風12号災害等における出先機関や広域連合の活動状況等を踏まえ、適切に機能しうるオペレーションの仕組みについてどのような視点から検討すべきか。

《関西広域連合の考え方》

- 出先機関の仕事や組織を廃止すると言っているのではなく、出先機関の機能や人員、資機材をそのまま地方のガバナンスの下に置くことが基本。東日本大震災直後における道路復旧などの対応手法もそのまま引き継ぐことにより、移管後においても同様の対応は可能である。

- また、「本省-出先」の関係が、「国-地方公共団体」の関係となっても、国が広域連合に必要な「指示」を行うことで、緊急時の対応は可能である（関西広域連合は被災地支援においても実績あり）。現行の災害対策基本法や原子力災害対策特別措置法にも規定があり、今回の震災でも十分機能したほか、自治体消防から精鋭を集めた緊急消防援助隊も、国の指示の下、被災地に派遣され、その能力を十分に発揮している。

○ 北海道、沖縄県の取扱い

一の道県で出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けられる取扱いとすることが適当ではないか。

（省略）

○ 事務区分

事務区分の在り方についてどのように考えるか。

- ◆ 自治事務と法定受託事務以外の類型がありうるか。
- ◆ 現行の法定受託事務のメルクマールについてどう考えるか。

《関西広域連合の考え方》

- 事務区分については、現行の地方自治法の区分に基づくべき。機関委任事務の復活やこれに類する新たな事務区分の創設は、地方分権・地域主権に逆行するもので許容できない。

- 法定受託事務のメルクマールについても現行どおりとすべき。

○ 移譲事務に係る国の関与（指示、同意、許可等）の在り方

移譲事務に係る国の関与の在り方についてどのように考えるか。

- ◆ 現行の国の関与のルールについてどう考えるか。

《関西広域連合の考え方》

- 国の関与については、地方自治法の規定に沿って、地方の自主性・自立性を損なうことのないよう限定的・抑制的にすべき。

○ 並行権限行使

並行権限行使の在り方についてどのように考えるか。

- ◆ 並行権限を認める場合の判断基準をどのように考えるか。

《関西広域連合の考え方》

- 並行権限行使については、地方自治法の規定や参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会附帯決議（平成 11 年 7 月 8 日）の趣旨に沿って、地方の自主性・自立性を損なうことのないよう、限定的・抑制的にすべき。

○ 移譲の例外となる事務・権限

「出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本」とされているが、移譲の例外となる事務についてどのように考えるか。

《関西広域連合の考え方》

- 移譲の例外を認めることで、地域主権戦略大綱で示された「（国出先機関の）事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにする」との改革の理念や「アクション・プラン」で決定した「丸ごと移管」の方針を損なってはならない。
- 閣議決定された「アクション・プラン」では、「出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本」としており、その方針を貫くべきであり、「国本来の役割」など例外のための類型を認めると、昨年秋の省庁自己仕分けを再現するだけと考える。

○ 個別の作用法令に基づかない様々な事務の取扱い

個別作用法令に基づかない事務を移譲する場合には、どのような位置付けにするか。

《関西広域連合の考え方》

- 法令に基づく事務・権限と同様に「丸ごと」移管が基本となる。その執行手続きや基準等についても地方自治法の規定に沿って、地方の自主性・自立性を損なうことのないよう、国の関与については限定的・抑制的にすべき。

○ 新たに必要となる事務の取扱い

新法制定や法改正によって新たに必要となる事務や、社会ニーズ等の変化を受けて作用法令によらず新たに対応が必要となる事務をどのように取り扱うか。

《関西広域連合の考え方》

- 移管の際の整理と同様に判断することが基本。

○ 人員の移管

人員の移管の在り方についてどのように考えるか。

- ◆ 移譲される事務に係る職員の移管の方法、身分、処遇についてどう考えるか。
- ◆ 事務・権限の執行に必要な人材の専門性の維持についてどう考えるか。

《関西広域連合の考え方》

- 移管されるまでの間、本来、国として行うべき組織・人員の見直しは必要であるが、移管の際には特別の人員削減は前提とせず、事務・権限とともに、組織・人員、財源を“丸ごと”受け入れる方針である。現在、「人材調整準備会合」における議論は休止状態だが、早急に具体的議論を進めるべき。

- 人員移管に係る関西広域連合の基本的な考え方については以下のとおり。
 - ・ 移管等が必要となる要員規模の決め方については、移管する事務・権限に国で要していた要員数がそのまま連合で必要となる要員数となる方向で検討すること。
 - ・ 移管方法、身分の取扱いについては、別に発令がない限りは、移管の日において連合の職員となる方向で検討すること。なお、移管後において、事務運営の都合上、国との人事交流を妨げるものではないこと。

- ・ 給与を含む処遇上の取扱いについては、次の方向で検討。

<職>

移管の前後において、職員が就く職の職務と責任は同等とする。

<給与等>

職員の身分が連合職員（地方公務員）になるため、給与、休暇、服務等の取扱いを連合の条例等で定めるとともに、共済については、国家公務員共済組合から地方公務員共済組合の組合員となる。

<退職手当>

国・連合における勤務年数を通算の上、退職時における勤務官署において支給する。

- ・ 退職手当の負担等については、「国と広域連合が応分の負担をする」のではなく、広域連合の負担が生じないこととすること。
- ・ 研修等については、移管の前後において、国・広域連合を通じて公務能率の維持・向上を図る観点から、研修、人事交流、人事記録の引き継ぎ等の必要な措置を実施する方向で検討すること。

○ 財源

移譲される事務・権限の執行に必要な財源の確保についてどう考えるか。

《関西広域連合の考え方》

- 移譲される事務・権限の執行に要する財源については、現行と同水準の行政サービスが維持できるよう、人件費を含め、国において必要な措置を講ずる必要があり、その旨、法（又は基本方針）に明記すべき。